贈与　保険　資産運用　年金　不動産

将来に備えて知っておくべき！

相続とお金の情報マガジン

1
2024

TOPICS

P2 資産安心コラム

締め切り迫る！
個人版事業承継税制

P3 暮らしとお金の教養講座

抜本的拡充と恒久化
新NISAで資産形成

P4 相続・贈与の基礎知識

適用期間延長かつ
適用対象も拡充
空き家の譲渡所得の特別控除

数字で見る相続

NISA口座開設者数
1,941万4,261口座

金融庁は四半期ごとにNISAの開設・利用状況を調査しており、その調査結果によると2023年６月末時点でのNISA総口座数は1,941万4,261口座で、2023年3月末からの増加率は3.6%と堅調に増加していることがわかりました。また、その内訳を見ると、一般NISAの口座数が1,105万6,122口座で増加率は1.4%であったのに対し、つみたてNISAの口座数は835万8,139口座となり、増加率は6.7%と大幅な増加が続いています。しかも、つみたてNISA口座はすべての年代層において、万遍なく利用者が拡大しています。

このように口座数が年々増えている背景には、政府が個人の資産形成を後押しし、NISAに対して税制優遇策を推進していることがあります。2024年１月から新NISAもスタートします。今後もNISAの動向に注目しましょう。

締め切り迫る！
個人版事業承継税制

個人事業者の事業承継を促進するため、2019年に『個人版事業承継税制』が創設されました。この適用を受けるには、2024年３月31日までに個人事業承継計画を都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。今回は、その概要と申請手順について説明します。

個人版事業承継税制とは？
資産に関わる税金の納税猶予と免除

個人事業主が事業を後継者に承継する場合、通常は、その事業に必要な資産ごと業務を後継者に引き継ぎ、後継者が新たに個人事業主となり事業を開始します。しかし、資産の譲渡に伴い何らかの税負担等が生じることがあるため、円滑に承継が進まない場合があります。そこで、個人事業者の事業承継を促進するため、2019年に10年間限定で個人版事業承継税制が創設されました。

個人版事業承継税制とは、後継者が2019年１月１日から2028年12月31日の間に、青色申告に係る事業（不動産貸付業等を除く）を行なっていた先代からその事業に係る特定事業用資産を贈与・相続により取得し、事業を継続していく場合、一定の要件のもと、その資産に係る贈与税・相続税の納税が猶予され、後継者がさらに次世代の後継者にその事業用資産を承継した場合などに、猶予された税額が免除される制度です。特定事業用資産とは、先代事業者の事業用の宅地等（400㎡までの部分）、建物（床面積800㎡までの部分）、建物以外の一定の減価償却資産で、贈与・相続等の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されたものをいいます。

この制度の適用には、後継者は、認定経営革新等支援機関の指導および助言を受けた旨を記載した、先代事業者の事業を承継するための具体的な経営計画『個人事業承継計画』を2024年３月31日までに都道府県知事に提出し、確認を受ける必要があります。そして、実際に贈与や相続を受けた場合には、贈与税・相続税の申告期限までに『中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律』（以下、『円滑化法』）に基づく認定等が必要となります。

適用を受ける際の注意点
小規模宅地等の特例とは選択適用

個人版事業承継税制では、納税を猶予された贈与税や相続税は、一定の要件を満たせば最終的には免除されます。ただし、この適用を受けるには、後継者は主に以下の点を確認しておく必要があります。

①納税が猶予される贈与税額または相続税額および利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。

②納税猶予の適用を受けた後は、３年ごとに継続届出書を税務署に提出する必要があります。

③納税の猶予を受けても、やむを得ない理由以外で事業を廃止した場合や事業用資産を譲渡した場合などは、猶予されていた贈与税や相続税を利子税とともに納付する必要があります。

④個人版事業承継税制の適用を受ける場合、特定事業用宅地等の小規模宅地等について80%評価減できる相続税の課税価額の計算の特例（小規模宅地等の特例）の適用を受けることができません。

⑤贈与税の納税猶予の適用を受けた場合、贈与者の死亡時には、その贈与された特定事業用資産は、贈与時の時価で相続により取得したものとみなされて、ほかの相続財産と合算して相続税の課税対象となります。なお、その際、都道府県知事による円滑化法の確認を受け、一定の要件を満たしていれば、受贈した事業用資産について、相続税の納税猶予及び免除の適用を受けることができます。

個人版事業承継税制の適用を受ければ後継者の税負担を抑えることができるため、事業承継が行いやすくなることが期待されますが適用を受けるための要件や手続きなどは複雑であるため、検討する際は早めに専門家に相談しましょう。

抜本的拡充と恒久化
新NISAで資産形成

税制改正によりNISA制度（小額投資非課税制度）の抜本的拡充・恒久化が図られ、2024年１月から新しいNISAがスタートします。新NISAの改正ポイントや資産運用をするうえでの留意点などを理解し、資産形成のためのプラン作りに役立てましょう。

年間の投資枠が拡大され非課税保有期間が無期限に

NISA制度は、旧制度の『一般NISA』と『つみたてNISA』という枠組みから、『つみたて投資枠』と『成長投資枠』という新たな枠組みの新NISAに改正されます。まず、新NISAの制度は何が変わるのかを確認しましょう。

１.年間投資枠が拡大

旧制度では、一般NISA（年間非課税枠120万円）またはつみたてNISA（年間非課税枠40万円）のどちらか一方しか選択できませんでしたが、新NISAではつみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能です。また、つみたて投資枠は年間120万円、成長投資枠は年間240万円まで利用できるため、併用することで最大360万円まで投資できます。

２.非課税保有期間が無期限に

旧制度では、一般NISAは５年間、つみたてNISAは20年間の非課税保有期間が設定されていました。しかし、新NISAでは無期限になり、より長期的な投資ができるようになります。

３.生涯の非課税保有限度額を設定

旧制度の非課税保有限度額は、一般NISAが最大600万円（120万円×5年）、つみたてNISAが最大800万円（40万円×20年）でした。新NISAでは、つみたて投資枠と成長投資枠の２つの投資枠を合わせて生涯で1,800万円（うち成長投資枠は1,200万円）となります。

４.投資枠の再利用が可能に

旧制度では売却した場合、その投資枠は再利用できませんでした。新NISAでは、売却した場合には翌年以降にその簿価（取得価格）相当分の投資枠が復活し再利用できるようになります。

無理のない資産運用で長期的な資産形成を図る

この新NISAを利用して資産運用をするうえで、注意しておくべき点がいくつかありますので確認しておきましょう。

まず、旧制度の保有商品の扱いについてです。

新NISAがスタートしたら、旧NISA口座で保有している商品を新NISA口座へ移管することはできなくなります。ただし、2024年以降も旧制度の非課税保有期間が終了するまで（一般NISAは買付した年から５年、つみたてNISAは20年）、旧NISA口座で非課税のまま保有して、新NISAの非課税保有限度額とは別枠で運用を続けることができます。そして、非課税保有期間が終了した商品は、時価で課税口座に移管されます。従って、旧制度の非課税枠を利用して運用益を受け取るには、その非課税保有期間が終了する前に売却する必要があります。

次に、資産運用に伴う投資判断についてです。新NISAでは非課税保有期間が無期限化されるため、高齢者もセカンドライフの資産管理において高配当商品の購入を検討することがあるでしょう。その場合には、投資に充てる資金のリスク許容範囲を考慮して投資の判断をすることが大切です。特に年金生活者にとって、その資金は老後の生活で利用する予定のあるものであったり、万が一購入した商品が大きく元本割れした際に市場の回復を何年も待つ余裕を持ちにくかったりするからです。

新NISAは資産運用の自由度が高くなり、長期的な資産形成を図りやすくなります。改正のポイントをよく理解して、生活に支障がない範囲で上手に資産運用を行なっていきましょう。

適用期間延長かつ適用対象も拡充 空き家の譲渡所得の特別控除

近年、空き家は増加傾向にあり、安全や治安面からも問題となっています。そこで、空き家の発生を抑制するため、空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除の特例が令和５年度税制改正で拡充・延長されました。今回は、この特例の概要や改正内容について紹介します。

空き家の譲渡所得の特別控除とは 従来は売主が譲渡前に工事を行う

被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例は、もともとは2016年４月１日から2023年12月31日までの期間限定で設けられた特別措置です。

その内容は、被相続人が居住用に使用していた一定の要件を満たした家屋と、その敷地である一定の要件を満たした土地を相続または遺贈により取得した人が、相続開始日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに、その家屋（耐震性のない場合は耐震改修をしたものに限り、その敷地を含む）を譲渡すること、または、家屋を取り壊して敷地を更地として譲渡した場合などには、譲渡所得の金額から最高3,000万円まで控除できるというものです。これまで、この特例の適用を受けるためには、売主が、家屋や土地を譲渡する前に、家屋の耐震改修や家屋の取壊しの工事などを実施する必要があり、このことが、従来の制度の利用上、支障となっていたこともありました。

買主が譲渡後に工事を行う場合も 改正後は特例の適用対象になる

そこで、近年大きな社会問題にもなっている空き家の発生の抑制を図るため、改正によって、次のとおり、適用期間が延長されるとともに、適用対象が拡充されました。

①特例の適用期間が４年間延長され、期限は2027年12月31日の譲渡までとなりました。

②2024年１月１日以降の譲渡に限っては、譲渡の時からその譲渡の日の属する年の翌年２月15日までに、一定の耐震基準を満たすことまたは、その建物の全部の取壊し等を行なった場合にも、その工事などの実施が譲渡後であっても、特例の適用対象とされることになりました。

この特例の適用を受けることができれば、所得税や住民税の節税につながります。相続財産に空き家がある場合には、この被相続人の居住用財産（空き家）の譲渡所得の特別控除の特例の内容を確認して、空き家の有効活用を検討しましょう。